

出資額限度法人の税務リスクの項の補足と解説の追加

1. 出資限度法人への定款変更が知事認可され、退社が伴わない場合は下図1のとおり、課税関係はありません。8 / 3 1 局長通知で明確になりました。
2. 図1で退社社員が出資限度で払戻を受け、残留社員については時価課税されることが明確になりました。

3. 下図2で、甲、乙が同時に退社した場合には、法人に支払義務免除益が課税されます。
4. 「認可の時点で法人は税務上、解散・新設の考えもある」は削除します。法人の継続ということが明確になりました。
5. (政府税調の土俵にのれるか?)については、局長通知、担当官の解説からは土俵にのる可能性はないものと思われます。

図2 MEMO
 残留社員が課税されるのか法人が課税されるのか明確でないが、いずれかへの課税は必至となる。
 2003年10/31の講演の時は含みをもたせた解説でした。

図1

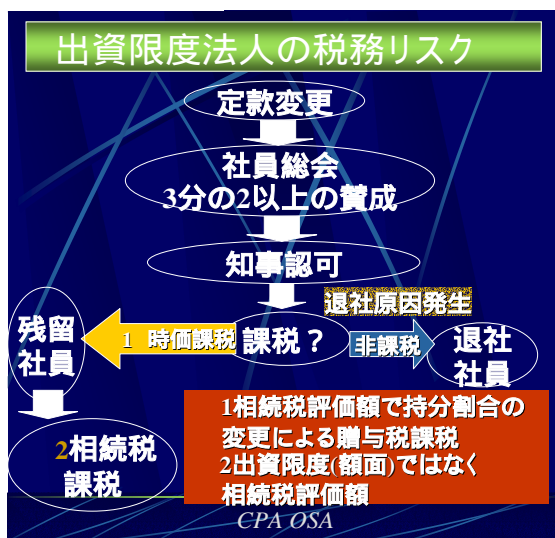


図2

出資限度法人の税務リスク

1 残留社員の計算例
 医療法人S会

資産		負債	
20		9	
		出資金 1 (甲0.5乙0.5)	
		剰余金 10	
	20		20

乙 退社 払い戻し 0.5
 甲 残留社員の贈与税
 出資割合 50%は100%に変わる
 10億 × 50% = 贈与税(?) 法人受贈益(?)

認可の時点で解散・新設の考えもある。
 税法の手当が必要(政府税調の土俵にのれるか?)

CPA OSA